一　解除に係る保安林の所在場所　三重県名張市蔵持町字原出一三〇〇の一・一三一四の一・一三一五の二（以上三筆国有林）、一三一五の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県名張市蔵持町字原出一三三三（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町新庄二七四号ヲリト一・二七三号丑谷一・二七二号黒谷九の一・八の一・八の二・二六八号奥足谷二〇の一・二六六号ソゴノ上八の一・二八八号奥ヲシ尾一の二・二九〇号小塩山八の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町新庄二九〇号小塩山八の一・八の三・二六四号奥崩谷八の二・二六五号宮谷一五の一・二六六号ソゴノ上八の一・二六八号奥足谷二〇の一・二七二号黒谷八の一・八の二・二七三号丑谷一・二七四号ヲリト一・二（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町中野字高石六六〇九、湖南町赤津字西岐二八〇一の七
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高石六六〇九（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市熱海町石筵字中鶯一の三、熱海町高玉字大志津四の二、字小松倉三の一、三の三、三の四、熱海町安子島字鞍手山九、字桜橋三の五から三の七まで（以上三筆国有林）、三の二、字真弓山四の三、五の二八、六の一、字蓬山七の三・八の三（以上二筆国有林）、熱海町中山字尾畑沢一の二、字中丸三、湖南町舘字登以ノ入二六四四の一八、二六四四の三〇、湖南町中野字三ツ釜六六〇一の一、中田町柳橋字前ノ内六六一から六六三まで、六六五
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大志津四の二、字鞍手山九、字桜橋三の六・三の七（以上二筆国有林）、三の二、字登以ノ入二六四四の一八、二六四四の三〇、字前ノ内六六一から六六三まで、六六五
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水上分字キシノ下タ三〇六〇、三〇六一、三〇六四の六から三〇六四の一一まで、字サテ藪三〇六八の一、三〇六八の二、字サデ藪谷山二九九五の七、字ズズ山三九五四から三九五八まで、字ム子荒三〇五三の四から三〇五三の九まで、字ヤシキガウチ三八八四、三八八八、三八八九、字猿額山三九六〇、字牛王山上ミ二九九四の一、二九九四の三、二九九四の六から二九九四の一六まで、二九九四の一八、二九九四の一九、字向山三〇六七、字佐手藪山二九九五の六、字山葉ヶ瀧山三九五九の一、字子ゴレ山三九二一、字大平三〇六九のイ、三〇六九のロ、三〇七〇の一、三〇七〇の二、三〇七一、三〇八八、三〇八九、字程野山三〇四〇の一から三〇四〇の一〇まで、字松尾畝留加山三〇六五、字下保口山三〇四八の二、字中鳥屋山三〇五〇、字段々山二八八三の一、二八八三の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　(一)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎